

議案第 9 4 号

甲府市農業集落排水事業の設置等に関する条例制定について
甲府市農業集落排水事業の設置等に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市農業集落排水事業の設置等に関する条例

(農業集落排水事業の設置)

第 1 条 農業用水の水質保全及び生活環境の改善を図るため、農業集落排水事業を設置する。

(法の適用)

第 2 条 農業集落排水事業に、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 3 条 農業集落排水事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 農業集落排水事業の対象となる農業集落排水施設は、甲府市農業集落排水施設条例（平成 1 7 年 1 2 月条例第 6 8 号）に規定する農業集落排水施設とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第 4 条 法第 3 3 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない農業集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が 2, 0 0 0 万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が 1 件 5, 0 0 0 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第6条 農業集落排水事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第7条 市長は、農業集落排水事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、農業集落排水事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（甲府市特別会計条例の一部改正）

2 甲府市特別会計条例（昭和39年4月条例第14号）の一部を次のように改正

する。

第1条第8号中「農業集落排水事業特別会計」を「農業集落排水事業会計」に改める。

(甲府市農業集落排水整備基金条例の一部改正)

3 甲府市農業集落排水整備基金条例(平成17年12月条例第69号)の一部を次のように改正する。

第4条中「農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算」を「農業集落排水事業会計予算」に改める。

第5条中「歳計現金」を「事業費その他の経費」に改める。

提案理由

農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。